第二十五条　刑罰の執行

1　拘禁刑は、国際連合がこのための合意を有する国のリストの中からメカニズムが指定した国で執行される。当該拘禁刑は、メカニズムの監督の下で当該国の関係法令に従って執行される。

2　メカニズムは、ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムが宣告した刑の執行（国際連合が加盟国との間で締結した刑罰の執行協定及び国際機関及び地域機関並びにその他の適当な機関との間で締結したその他の協定の実施を含む。）を監督する権限を有する。

第二十六条　恩赦又は減刑

ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムにより有罪の判決を受けた者が、拘禁される国の関係法令により恩赦又は減刑の対象となる場合には、当該国は、メカニズムにその旨を通報する。恩赦又は減刑については、メカニズムの所長が、司法の利益及び法の一般原則に基づいてこれを行う旨決定する場合にのみ行われる。

第二十七条　公文書の管理

1　情報及び文書の提供者によって規定された従前の条件又は当該提供者との間の従前の取決めに影響を及ぼすことなく、ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ及びメカニズムの公文書は、引き続き国際連合の財産であるものとする。千九百四十六年二月十三日の国際連合の特権及び免除に関する条約の第四節に基づいて、これらの公文書は、いずれの場所にあるかを問わず、不可侵であるものとする。

2　メカニズムは、これらの公文書の管理（保全及びアクセスを含む。）の責任を負う。ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲの公文書は、メカニズムの各支部に配置する。

3　これらの文書へのアクセスを管理するに当たり、メカニズムは、秘密の情報（保護された証人に関する情報及び秘密のものとして提供された情報を含む。）を引き続き保護することを確保する。このため、メカニズムは、情報セキュリティー及びアクセス制度（必要に応じた公文書の機密区分及び機密解除のための制度を含む。）を実施する。

第二十八条　協力及び司法上の援助

1　各国は、この規程の第一条が対象とする者の捜査及び訴追に関してメカニズムと協力する。

2　各国は、この規程の第一条が対象とする者に関する事件に関連して、単独の裁判官又は第一審裁判部が発出する援助要請又は命令（次の事項が含まれるが、これらに限定されない。）に対し、不当に遅延することなく従う。

(a)　人及びその所在の特定

(b)　証言の録取及び証拠の提出

(c)　文書の送達

(d)　人の逮捕又は拘禁

(e)　メカニズムへの被告人の引渡し又は移送

3　メカニズムは、旧ユーゴスラビア各国及びルワンダにおいて国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者の捜査、訴追及び公判に関連して、国内当局からの支援についての請求に応じる（適当な場合には、ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムにより国内当局にその事件が付託されている逃亡者の追跡の支援を行うことを含む。）。

第二十九条　メカニズムの地位、特権及び免除

1　千九百四十六年二月十三日の国際連合の特権及び免除に関する条約は、メカニズム並びにＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ及びメカニズムの公文書、裁判官、検察官及び検察局の職員、書記及び書記局の職員に適用される。

2　所長、検察官及び書記は、国際法に従って、外交使節に与えられる特権及び免除、課税の免除並びに便益を享有する。メカニズムの裁判官は、メカニズムの事務に従事する間、同一の特権及び免除、課税の免除並びに便益を享有する。

3　検察局の職員及び書記局の職員は、この条の1に掲げる条約の第五条及び第七条の規定に基づいて国際連合の職員に与えられる特権及び免除を享有する。

4　弁護人は、メカニズムによって弁護人として認められたことを示す証明書を持ち、公的任務を遂行する場合で、かつ、その任務、到着及び最終的な出国に関する事前の通知がメカニズムにより受入国に対してなされた後、この条の1に掲げる条約の第六条第二十二項の(a)から(c)及び同条第二十三項に基づいて、国際連合のための任務を行なう専門家に与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を享有する。特権及び免除を害することなく、受入国の法令を尊重することは、特権及び免除を享有する弁護人の責務である。

5　メカニズムの所在地に所在することが求められるその他の者（被告人を含む。）は、メカニズムの適切な任務の遂行に必要な待遇を与えられる。

第三十条　メカニズムの経費

メカニズムの経費は、国際連合憲章第十七条の規定に基づく国際連合の経費である。

第三十一条　常用語

メカニズムの常用語は、英語及びフランス語とする。

第三十二条　報告

1　メカニズムの所長は、メカニズムの年次報告を安全保障理事会及び総会に提出する。

2　所長及び検察官は、メカニズムの作業の進展について、六か月ごとの報告を安全保障理事会に提出する。

附属書2　移行措置

第一条　公判手続

1　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲは、メカニズムの各支部の開始日に係属中の全ての公判及び付託の手続を完了する権限を有する。

2　メカニズム各支部の開始日の前に、ＩＣＴＹ若しくはＩＣＴＲによって起訴された逃亡者が十二か月以上拘束されている場合、又は、同開始日の六箇月以上前に上訴裁判部によって再審が命じられた場合には、ＩＣＴＹ又はＩＣＴＲはそれぞれ、当該逃亡者に関して、それぞれの規程及び手続及び証拠に関する規則に従って、当該逃亡者の公判を行い、完了する権限、又は、適当な場合には、当該事件を国家の当局に付託する権限を有する。

3　メカニズム各支部の開始日の前に、ＩＣＴＹ若しくはＩＣＴＲによって起訴された逃亡者の拘束が十二か月以下である場合、又は、再審が同開始日の前六か月以内に命じられた場合には、ＩＣＴＹ又はＩＣＴＲはそれぞれ、当該逃亡者に関して、それぞれの規程及び手続及び証拠に関する規則に従って、当該逃亡者の公判を準備し、適当な場合には、当該事件を国家の当局に付託する権限のみ有する。メカニズムの各支部の開始日に、メカニズムは、メカニズム規程第一条に従って、当該逃亡者に関する権限（適当な場合には、当該逃亡者の公判又は当該事件の付託を含む。）を有する。

4　ＩＣＴＹ若しくはＩＣＴＲによって起訴された逃亡者がメカニズムの各支部の開始日以降に逮捕された場合、又は、再審がメカニズムの各支部の開始日以降に命じられた場合には、メカニズムは、メカニズム規程第一条に従って、当該逃亡者に関する権限を有する。

第二条　上訴手続

1　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲは、メカニズムの各支部の開始日前に判決又は刑罰に対する上訴の通告が提出された、全ての上訴の手続を行い、完了する権限を有する。

2　メカニズムは、メカニズムの各支部の開始日以降に判決又は刑罰に対する上訴の通告が提出された、全ての上訴の手続を行い、完了する権限を有する。

第三条　再審理の手続

1　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲは、メカニズムの各支部の開始日前に判決の再審理の請求が提出された、全ての再審理の手続を行い、完了する権限を有する。

2　メカニズムは、メカニズムの各支部の開始日以降に判決の再審理の請求が提出された、全ての再審理の手続を行い、完了する権限を有する。

第四条　法廷侮辱罪及び虚偽の証言

1　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲは、メカニズムの各支部の開始日前に起訴状が確認された、法廷侮辱罪及び虚偽の証言についての全ての手続を行い、完了する権限を有する。

2　メカニズムは、メカニズムの各支部の開始日以降に起訴状が確認された、法廷侮辱罪及び虚偽の証言についての全ての手続を行い、完了する権限を有する。

第五条　被害者及び証人の保護

1　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲは、この附属書の第一条から第四条までに基づいてメカニズム又はＩＣＴＲがそれぞれ権限を有する全ての事件に関連して、被害者及び証人を保護するための措置をとり、全ての関連する司法上又は訴追上の任務を遂行する。

2　メカニズムは、この附属書の第一条から第四条までに基づいてメカニズムが権限を有する全ての事件に関連して、被害者及び証人を保護するための措置をとり、全ての関連する司法上又は訴追上の任務を遂行する。

3　メカニズムは、この附属書の第一条から第四条までに基づいてメカニズム及びＩＣＴＹ又はＩＣＴＲがそれぞれ権限を有する二件以上の事件に関連して、ある者が被害者若しくは証人である場合に、被害者及び証人を保護するための措置をとり、かつ、全ての関連する司法上又は訴追上の任務を遂行する。

4　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲはそれぞれ、両国際刑事裁判所の全ての完了した事件に関連して、被害者及び証人の保護の任務のメカニズムへの調整された移行をできる限り速やかに確保するために必要な措置をとる。メカニズムの各支部の開始日に、メカニズムは、当該事件に関連して、全ての関連する司法上又は訴追上の任務を遂行する。